



宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 加藤 勇介

皆様、始めまして。令和7年4月1日付けで宮古労働基準監督署長を拝命しました加藤と申します。これまで岩手県には幼い頃に旅行で龍泉洞や小岩井農場等に行った事があるだけでした。この度、宮古労働基準監督署での勤務という有難いご縁をいただきましたので、同地域に早く馴染み、宮古・下閉伊地域の労働条件確保改善、労働災害防止、迅速かつ適正な労災保険給付、働き方改革の推進に努めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

さて、今年の夏も猛烈に暑くなりそうですね。6月で既にほぼ猛暑日の気温も生じています。今回の記事にもありますとおり、熱中症対策が強化・義務化されていますので、対策内容のご確認、実施をお願いします。

第98回全国安全週間

令和7年度の「全国安全週間」スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

第98回全国安全週間が令和7年7月1日～7日の期間ではじまります。全国安全週間は「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

休業4日以上之死傷災害は、平成21年度以降、増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、特に高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった死傷災害が増加し続けています。

労働災害を少しでも減らし、多様な労働者が安全に働くことができる職場環境を築くために、第14次労働災害防止計画に基づく取り組みを行いましょう。

高年齢労働者の安全と健康確保

高齢者は身体機能の低下等により

- 労働災害の発生率が高い
- 休業も長期化しやすい



エイジフレンドリーガイドラインに沿った取り組みを実施しましょう！

エイジフレンドリーガイドラインとは？



- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

について、事業者に求められる取り組みを具体的に示したもの。



エイジフレンドリーガイドライン・補助金ははこちらから →

熱中症対策の強化

令和7年6月1日から熱中症対策が強化されました

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられます！

職場における熱中症による死亡災害は、令和5年、令和6年ともに30人以上となっています。死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により、今後も更なる増加が懸念されています。

熱中症の死亡災害を分析すると、そのほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」となっており、現場において死亡に至らせないための必要な対策の実施が必要となります。

具体的に何をすればいいの？

報告体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がそのことを報告するための体制を整備してください。

※適切な報告のためには、関係者に対する熱中症の症状等の教育も重要です！

手順作成

- ①事業場における緊急連絡、搬送先の連絡先等
- ②熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を作成してください。

関係者への周知

整備した報告体制と、作成した手順について、関係者に周知を行ってください。

（周知の例…事業場への掲示、メール、朝礼での伝達etc...）



◎法改正についての詳細は、リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」をご覧ください



職場における熱中症予防情報はこちらから➡

おまけ

右の写真は、厚生労働省労働基準局の広報キャラクター「たしかめたん」です。

宮古労働基準監督署では、窓口にぬいぐるみが設置されています。

実は「たしかめたん」はカバではなく、カメをモチーフにしたキャラクターです。皆さんご存知でしたか？

